

亡くなった方の「生まれてから亡くなるまでの戸籍」が必要な方へ

戸籍には、国民一人ひとりの生まれてからの身分事項（出生、婚姻など）が記録されています。そのため、親子関係や夫婦関係を証明する書類としてよく用いられます。

亡くなった方の不動産の相続や預金などの相続（解約）の際にも「生まれてから亡くなるまでの戸籍」を求められることがあります。提出先は法務局のほか、各金融機関など複数となることもあります。多くの場合、原本還付（原本とコピーを一緒に提出し、確認後に原本を返還してもらう方法）が可能です。

「生まれてから亡くなるまでの戸籍」を揃えると何通にもなり、手数料が数千円になるのが一般的です。これを何セットも揃えると手数料も高額になります。費用負担を抑えるためにも事前に各提出先に原本確認（還付）が可能であるか、またその方法を確認されることをお勧めします。

戸籍には、生まれてからの身分事項（出生、婚姻など）が記録されています。

ただし、婚姻などにより新しい戸籍を作ったり、本人に異動がなくても法律の改正（明治・大正・昭和改製）や戸籍簿のコンピュータ化（平成改製）などにより戸籍が改製（書き換え）されているため、ひとつの戸籍では全ての記録が確認できないと考えてください。

つまり、「生まれてから亡くなるまでの戸籍」を必要とする場合は、その方の現在の戸籍だけではなく、出生時まで全ての戸籍を順にたどって集めるということとなります。婚姻や離婚、または他の戸籍届出によって本籍を移していたりすると、順に市町村をたどっていかねばなりません。

戸籍のたどり方

1.現在の本籍地へ請求する。

全ての戸籍を集めるためには、新しい戸籍から古い戸籍の順にさかのぼっていくのが確実です。

まず始めに、最終（亡くなったとき）の本籍地へ戸籍の全部事項証明書（謄本）を請求してください。（本籍地が分からない場合は亡くなった時の住所地で本籍入りの住民票を取得し確認することが出来ます）請求の際には、「誰についての出生から死亡までの戸籍を〇セット」など、必要な範囲がわかるよう明記します。（除籍謄本を1通などと指定して請求すると死亡時の戸籍しか交付されないこととなりますのでご注意ください）

出生時からずっと同じ市町村に本籍地があった方は、この請求で全ての戸籍を集めることができます。もし生まれたときの戸籍までたどれなかった場合は、2.の手順に進むこととなります。

2.従前（ひとつ前）の本籍地へ請求する。

- ・婚姻や離婚で本籍が他市町村へ移っている場合

もし婚姻や離婚などで本籍を異動している方は、氏名欄の近くに、「～と婚姻（離婚）、△△県△△市××町○○番地 **戸籍から入籍」といった記述があります。これは、「婚姻（離婚）によって△△県△△市××町○○番地の筆頭者**の戸籍から移った」ということを表しています。

そのため、次は婚姻（離婚）前の本籍地（△△県△△市）へ、戸籍を請求することとなります。請求の際には、「誰についての出生から婚姻（離婚）までの戸籍を○セット」など、必要な範囲を必ず明記します。また、「～と婚姻（離婚）、△△県△△市××町○○番地 **戸籍から入籍」の記述部分をコピーして添付してください。

・転籍で本籍を他市町村へ移している場合

もし転籍（本籍を移すこと）により本籍を移している方は、その戸籍のはじめの方に、「△△県△△市××町○○番地から転籍届出」といった記述があります。これは、「転籍によって△△県△△市××町○○番地から戸籍を移した（筆頭者は変わりません）」ということを表しています。

この場合は転籍前の本籍地へ除籍謄本を請求してください。請求の際には、「誰についての出生から転籍までの戸籍を○セット」など、必要な範囲を必ず明記します。また、「△△県△△市××町○○番地から転籍届出」の記述部分をコピーして添付してください。

・戸籍が改製されている場合

従前の本籍がどこにも書かれていない場合は、その戸籍の最初に、「改製」という文言がないかどうか確認してください。もし「○年×月△日改製」という記述があるときは、「○年×月△日にその戸籍が改製された」ということを表しています。

この場合、同じ本籍地に改製前の戸籍がありますので、「改製」の記述部分をコピーして添付の上、「改製原戸籍謄本」を請求してください。（筆頭者が変わっている場合もあるため注意）

生まれたときの戸籍にさかのぼれるまで、2.の手順を繰り返すこととなります。

このように戸籍を新しい方から順にたどっていくことで、その方の「生まれてから亡くなるまでの戸籍」を全て集めることができます。

ご注意

・戸籍の証明は原則として直系の方と配偶者しか取得することが出来ません。それ以外の方が取得する場合は正当な理由がある場合に限り認められる場合があります。

・取扱いについては市町村によって異なります。ご不明な点、詳細については請求先の市町村へお問合せください。